

(平成 23 年) 新 年 の ご 挨拶

日本商品先物振興協会
会長 加 藤 雅 一

新年明けましておめでとうございます。
皆さまのご健勝を心よりお慶び申し上げます。

2011 年の年頭にあたり、ご挨拶を申し上げます。

本年 1 月 1 日から、いよいよ「商品先物取引法」が施行されました。このことにより、これまでの国内商品取引所取引に加えて、外国商品先物取引及び店頭商品デリバティブ取引に係るビジネスも一体的に同法の許可の対象となり、今後、多様な事業者の参入によって商品先物取引業が大きく伸展することが期待されるところです。

こうした商品先物取引制度の整備が図られたことを受け、わが国の経済にとって商品先物市場の果たす役割を考えると、まずは国内商品市場の再生を真剣に考えていかなければなりません。

昨年 11 月には、政府の「新成長戦略」に掲げられた総合的な取引所の創設についての議論が行われました。この議論の背景には、商品市場だけでなく金融・証券を含む国内市場全体が縮小傾向にあり、世界はおろかアジアにおけるプライスリーダーの地位をシンガポールや韓国、中国といった近隣諸国に奪われてしまっていることが挙げられます。そうした中で、わが国の金融・証券市場と商品市場の再生・発展を図るための「総合的な取引所」に係る検討は時代の要請と言わざるを得ません。

その際、最も重要なことは、「取引所」の器をどうするかではなく、その機能を十全に発揮する「市場」をどう創るかです。世界から多様な投資資金の流入を求め、アジアのリーディングマーケットを目指すなら、ヘッジャーやスペキュレーターなど様々なプレーヤーが参加し、いつでも注文どおりの価格で取引を成立させることのできる高い流動性を持ち、利用コストの低い市場であることが不可欠です。

そのためには、参入コスト・管理コストを低減させるため、デリバティブ取引に関する規制と監督機関を一元化することが重要です。また一つの取引口座で様々な商品が取引できるようクリアリングの横断化も必要ですし、その口座で取引した結果の金融所得について、各商品間の損益の通算や損失の繰越控除を可能とする一体的な課税を早期に導入すべきです。

日本は農産物や金属、エネルギーなどの輸入大国であり、それらの現物取引の指標価格を形成する先物市場が日本にあることは大変重要です。わが国に先物市場がないと、海外市場で形成された価格にプレミアムを加算した価格での輸入を余儀なくされ、また円建てでの価格ヘッジもできなくなります。

当先物協会としては、今後の議論の進展を見極めつつ、市場のユーザーの利便性の観点から提言を行っていく所存です。

もう一つの重要な課題は、金融所得課税の一体化の実現です。

先物協会では、発足以来、株式の譲渡益との損益通算を要望してきており、2003年以降は証券・金融の取引所先物取引との損益通算や3年間の損失繰越控除が可能となりました。しかし、損益通算の対象範囲は限定的であり、先の総合取引所の議論の中では金融・証券界からも金融所得課税の一体化を求める意見が出されています。

今年12月で期限切れを迎える上場株式の譲渡益に対する税率を10%とする優遇措置については、さらに2年間延長される方向です。しかし、税率の異なる金融商品間での損益通算も可能ですので、当先物協会としては、引き続き、投資家の利便性のみならず、市場の活性化を図るためにも、欧米でのキャピタルゲイン課税のように金融所得について横断的な課税体系とするよう、全力を挙げて取り組んでまいります。

近年、金融・証券に携わっておられる方々からも金やエネルギーなどの先物取引に強い関心があるとの声を聞きます。しかしその視線の先にあるのは、残念ながら国内の商品市場ではなく海外の市場であることがほとんどです。わが国の商品市場の競争力強化に関する議論はこれまでも様々な角度から行われ、それを踏まえ実際に制度の整備も図られてきました。しかし、市場に高い流動性をもたらす結果には結びついていないのが現状です。

今年1年は、新しい法律のもとで新たな商品先物取引業が発展していく礎となる極めて大事な年となります。その事業に携わる者をはじめ、取引所そして監督機関が一体となって、この1月からスタートした諸制度が適切に機能しているかを検証しつつ、わが国の商品先物市場の再生を真剣に議論し、実践していかなければならないと考えております。

皆様におかれましては、当先物協会の今後の取組をご理解いただき、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上